

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	7 - 2
法令名	商工会法	根拠条項	44 - 2
許認可等	商工会の定款の変更の認可		
<p>1 根拠規定</p> <p>商工会法第44条第3項 商工会会長は、総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添付して、知事に定款の変更の認可を申請しなければならないと規定(同条第2項)されており、知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>商工会法第23条第2項 (本規定は、定款変更の認可について準用する。法第44条第4項) 知事は、商工会設立の認可の申請があった場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。</p> <p>設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 第13条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p> <p>2 審査基準</p> <p>商工会の定款変更の認可基準は次のとおりとする。 商工会の設立認可基準について(平成12年12月26日付け商第912号愛媛県知事通知)</p> <p>2 「定款の内容が法令に違反しないこと。」</p> <p>特に、</p> <p>(1) 法第28条に規定する絶対的必要記載事項を記載していること。 (2) 法第3条の目的及び法第6条の原則に適合していること。 (3) 地区が法第7条の規定に違反していないこと。即ち、商工会の地区は</p> <p>ア 原則として1町又は1村の区域であること。例外として、商工業の状況により必要があるときは、1市又は、隣接する2以上の市町村の区域であること。 イ 商工業の状況により特に必要があるときは、市町村の区域の一部を商工会の区域の全部又は一部とすることができること。 ウ 他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複していないこと。</p> <p>商工会の設立認可関係事務の取扱いについて(平成12年12月26日付け商第913号愛媛県経済労働部長通知)</p> <p>第1</p> <p>5(2) 定款</p> <p>定款に記載すべき事項については、次の諸点に留意する。</p> <p>ア 総則的事項</p> <p>(ア) 名称 名称中には、法第5条に規定するとおり商工会という文字を用いなければならない。その際、一の市町村を地区とする商工会にあっては当該市町村名を冠し(例:〇〇町商工会)、二以上の市町村の区域を地区とする商工会又は市町村の区域の一部を地区とする商工会にあっては、当該市町村名を組み合わせた文字(例:大森町及び蒲田町を地区とする場合 大森町蒲田町商工会又は太田商工会)等その地区たる区域を表示する文字を冠すること。</p> <p>(イ) 地区 地区の記載方法については、基準となるべき時点を明記し、かつ、廃置分合以外の区域変更(すなわち境界変更及び未所屬地域の編入)の場合には、当然それに従って地区が変更される(法第8条の反対解釈)旨の規定を入れること。ただし、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会については、境界変更(のうち隣接区域の一部を吸収する場合)、又は未所屬地域の編入の場合に当該変更又は編入による区域がいずれの商工会に属することとなるかについて困難な問題が生ずる</p>			

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	経営支援課	検索番号	7 - 2
-----	-------	------	-------

法令名	商工会法	根拠条項	44 - 2
許認可等	商工会の定款の変更の認可		
<p>おそれがあるので、区域変更があればその都度定款変更を要すること。</p> <p>(ウ) 事務所の所在地 主たる事務所は、地区内において商工会の事業の中心となるべき適切な場所を選定すること。従たる事務所を設置するときは、主従の別を明確に規定すること。</p> <p>(イ) 公告の方法 公告を新聞に掲載して行う場合には、その新聞紙名を確定的に規定すること。</p> <p>イ 事業 実施を予定していない事業は、規定しないこと。</p> <p>ウ 会員 (ア) 加入金 加入金の徴収は、商工会の設立後、新たに加入する会員に対し既に加入している会員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるときに行うこと。 なお、加入金の額は、その徴収の目的に照らして必要な範囲にとどめ、過重とならぬよう留意すること。</p> <p>(イ) 選挙権及び議決権の代理行使 代理人が代理しうる範囲は、通常の場合は5人程度を標準とすること。</p> <p>(ウ) 会費 会費徴収の方法は、必ずしも口数制をとる必要はなく、等級制その他これに準ずる方法をとってもよい。</p> <p>エ 役員 (ア) 役員の定数 役員の定数及び員外理事の数は、法第30条の範囲において、確定数を規定すること。</p> <p>(イ) 役員の選任 役員の選任は、総会又は総代会における議決によって行うべきものであるが、その前段階として、立候補制若しくは推薦制による選挙又は指名推薦を行うことは差し支えないこと。これらの方法のうち、いずれかのみによることを予定しているときは、その旨明記することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 役員の任期 役員の任期は、3年以内において、当該商工会の実情に則して、適宜確定的に規定すること。</p> <p>オ 総会、総代会及び理事会 (ア) 理事会 理事会については、法には何らの規定もないが、定款上の機関として理事会を設けることは差し支えないこと。ただし、商工会の業務の執行は会長が全責任をもってこれに当たり、副会長および理事はこれを補佐するというのが法の建前であるから、理事会の権限は必要以上に広汎にわたらぬよう留意すること。</p> <p>(イ) 総会および総代会 総代会においては、定款で定めるところにより、総会で議決すべき事項は、法第48条第5項ただし書に規定する場合を除きすべてこれに代って議決しうるのであるが必要があるれば、一定の事項については総代会の権限を制限してそれを総会の権限として留保する旨の規定をおいても差し支えないこと。ただし、この場合には、総会と総代会の関係が複雑となるので、両者の権限は、具体的かつ明確に規定すること。 なお、総代会の設置要件を欠くに至ったときは、総代会は当然にその機能を停止するので、この場合には総会が本来の姿に戻って、その機能を果たす旨の規定をおくこと。</p> <p>(ウ) 会議の招集及び議決の方法 総会、総代会及び理事会の招集手続、議決の方法等に関する事項は、明細に規定すること。</p>			

